

公益財団法人 計算科学振興財団 スーパーコンピュータシステム 利用契約約款 新旧対照表

現 行	改 正 後（2025.4.1～）
（利用申請） 第14条 FOCUS スパコン利用を希望する者（以下、「利用申請者」という。）は、財団所定の申請書（以下、「申請書」という。）に必要事項を記入し押印の上、当該申請書を財団に提出するものとする。 （以 下 略）	（利用申請） 第14条 FOCUS スパコン利用を希望する者（以下、「利用申請者」という。）は、財団所定の申請書（以下、「申請書」という。）に必要事項を記入し押印（<u>電子印鑑可</u>）の上、当該申請書を財団に提出するものとする。 （以 下 略）
（利用の休止、廃止） 第28条 責任者は、FOCUS スパコンの利用について、<u>次に該当するときは財団所定の「利用廃止届」を提出するものとする。</u> （1）『課題』の一定期間の「休止」を希望するとき。 （2）『課題』の「廃止」を希望するとき。 （3）災害事故等により一定期間の利用が困難なとき。 （4）『課題』の従事者が皆無となったとき。 2 財団は、前項の届出を受理したときは、その旨を速やかに責任者に通知する。 3 第1項の休止又は廃止の場合、財団は、届出受理を通知した後、料金の請求を行う。 4 責任者は、第1項第1号の休止を終了するときは、その旨を財団に届け出るものとする。休止期間は、休止の届出の<u>あつた</u>年度末を最長とする。年度末までに休止の終了がない場合は、廃止とみなす。 5 責任者が、当月15日までに第1項第2号の廃止の届出をした場合、翌月末日をもって利用契約は終了するものとする。 6 前項に基づき利用契約が終了したときは、財団は、既払いの料金は一切返金しないものとする。	（利用の休止、廃止） 第28条 責任者は、FOCUS スパコンの利用について、<u>第1号に該当するときは財団所定の「利用休止届」を、第2号から第4号に該当するときは財団所定の「利用廃止届」を提出するものとする。</u> （1）『課題』の一定期間の「休止」を希望するとき。 （2）『課題』の「廃止」を希望するとき。 （3）災害事故等により一定期間の利用が困難なとき。 （4）『課題』の従事者が皆無となったとき。 2 財団は、前項の届出を受理したときは、その旨を速やかに責任者に通知する。 3 第1項の休止又は廃止の場合、財団は、届出受理を通知した後、料金の請求を行う。 4 責任者は、第1項第1号の休止を終了するときは、その旨を財団に届け出るものとする。休止期間は、休止の届出を<u>受理した日の属する</u>年度末を最長とする。年度末までに休止の終了がない場合は、廃止とみなす。 5 責任者が、当月15日までに第1項第2号の廃止の届出をした場合、<u>当月末日をもって利用契約は終了するものとする。</u> 6 前項に基づき利用契約が終了したときは、財団は、既払いの料金は一切返金しないものとする。
（ホーム領域） 第39条 「ホーム領域」とは、FOCUS スパコン利用サービスにおいて、<u>追加費用を負担すること無くホームディレクトリが保存されるファイルシステムをいい、財団は『課題』ごとに利用料金表に定める容量を無償で提供するが、容量の不足については一切の責任を負わない。また、財団が提供するホームディレクトリ領域は、財団が定期的にバックアップ保存を行うが、バックアップ保存したデータの『課題』に対する完全な整合性を保証するものではない。</u> （追加ストレージ領域） 第40条 「追加作業ストレージ領域」とは、FOCUS スパコン利用サービスにおいて、<u>利用者の費用負担により財団が提供する当該『課題』専用に提供するストレージ領域をいい、その料金及び容量は利用料金表に定めるとおりとする。</u>データのバックアップ保存は、利用者が責任を持って行うものとし、財団はデータの消失について一切の責任を負わない。	（ストレージ領域） 第39条 FOCUS スパコン利用サービスにおいて、<u>当該『課題』専用に財団が提供するストレージ領域の料金、容量及び利用方法は、「利用料金表」及び「FOCUS スパコン計算資源利用細則」に定めるとおりとする。</u> <u>2 データのバックアップ保存は、利用者が責任を持って行うものとし、財団はデータの消失について一切の責任を負わない。</u> <u>3 財団が提供する「ホーム領域(home1)」及び「ホーム兼ワーク領域(home3)」は、提供終了を通知するまで無償で利用できるが、容量の不足やデータの消失について財団は一切の責任を負わない。</u>
（帯域の制御） 第<u>41</u>条（略） （ジョブのキャンセル） 第<u>42</u>条（略） （ソフトウェアの提供） 第<u>43</u>条（略） （利用者によるソフトウェアのインストール） 第<u>44</u>条（略）	（帯域の制御） 第<u>40</u>条（略） （ジョブのキャンセル） 第<u>41</u>条（略） （ソフトウェアの提供） 第<u>42</u>条（略） （利用者によるソフトウェアのインストール） 第<u>43</u>条（略）

(契約終了時の措置) 第45条 財団は、利用契約が終了した日の15日後に、財団管理下のサーバ内の利用者専有領域(ホーム領域及び追加作業ストレージ領域)に保存したデータを削除する。 2 (略)	(契約終了時の措置) 第44条 財団は、利用契約が終了した日の15日後に、財団管理下のサーバ内の利用者専有領域(ストレージ領域)に保存したデータを削除する。 2 (略)
(準拠法) 第46条 (略) (紛争の解決・管轄裁判所) 第47条 (略) (協議) 第48条 (略)	(準拠法) 第45条 (略) (紛争の解決・管轄裁判所) 第46条 (略) (協議) 第47条 (略)
(附 則)この約款は、平成23年4月1日から施行する。 この約款の変更は、平成23年7月15日から施行する。 この約款の変更は、平成23年10月17日から施行する。 この約款の変更は、平成24年4月1日から施行する。 この約款の変更は、平成25年4月1日から施行する。 この約款の変更は、平成26年1月6日から施行する。 この約款の変更は、平成26年4月1日から施行する。 この約款の変更は、平成26年6月1日から施行する。 この約款の変更は、平成27年4月1日から施行する。 この約款の変更は、平成28年4月1日から施行する。 この約款の変更は、平成30年4月1日から施行する。 この約款の変更は、平成31年4月1日から施行する。 この約款の変更は、令和2年4月1日から施行する。 この約款の変更は、令和3年4月1日から施行する。 この約款の変更は、令和4年4月1日から施行する。 この約款の変更は、令和5年4月1日から施行する。 この約款の変更は、令和6年(2024 年)4月1日から施行する。	(附 則)この約款は、平成23年4月1日から施行する。 この約款の変更は、平成23年7月15日から施行する。 この約款の変更は、平成23年10月17日から施行する。 この約款の変更は、平成24年4月1日から施行する。 この約款の変更は、平成25年4月1日から施行する。 この約款の変更は、平成26年1月6日から施行する。 この約款の変更は、平成26年4月1日から施行する。 この約款の変更は、平成26年6月1日から施行する。 この約款の変更は、平成27年4月1日から施行する。 この約款の変更は、平成28年4月1日から施行する。 この約款の変更は、平成30年4月1日から施行する。 この約款の変更は、平成31年4月1日から施行する。 この約款の変更は、令和2年4月1日から施行する。 この約款の変更は、令和3年4月1日から施行する。 この約款の変更は、令和4年4月1日から施行する。 この約款の変更は、令和5年4月1日から施行する。 この約款の変更は、令和6年(2024 年)4月1日から施行する。 <u>この約款の変更は、令和7年(2025 年)4月1日から施行する。</u>